

労働運動之手段としん終本日は是等長ヲ
送しハ労働者トシテノ礼儀ナリ只誤題中ニ
由奥ニ関スル項抄ヲサンツテテ顧問ハ其性質
中ニニ是化命セラル、要スルモノト信ス

八日本司所縣盟

海員組合ト是等同一ノ意見ヲ有シ代表トシテ雖本
文法ヲ推薦セシト會長高松林之助ハ目下終
本支店ニ對シ交渉中ナリト謂フ

又、一般労働者

一般労働者中ニ事件ニ関シ意見ヲ有スルモノ夥
キ又中ニ政府ノ労働組合ヲ公認セスレテ労働
団体ノ之ニ代表選出資格ヲ認メタルハ矛盾
ナリ是ニ因テ自當ニ与フヘシトテ稍不平ヲ

有スルモノアリ然中

三、交通船改修ニ從來ノ監修資格ヲ労働
者ノ名義ト心得テカ行使ニ當リテ又相商重要
視シ居タルニ今回労働団体ノ之ニ権利ヲ与ヘシ
タルハ從來ノ特權ヲ奪ハレタルモノトシ此ノ際
労働者ノ諒解ヲ得テ健全ナル労働団体ヲ
組織スルカ或、院制理念ニ加臨セテ事務々協
議セルモノアリ会社ニ求テ對抗策考究中
ナリ

川崎造船所ハ從來トテ又、棄權シ来リタル干
係上被工ニ妨害共ニ労働会決其ノモノヲ輕視
シテ居レル感アリ從テ格別ノ意留ヲ有シ居ラス
3. 資本主側ノ立場